

平成25年10月9日

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の
開設計画の認定に関する処分に対する異議申立ての付議について
(平成25年10月9日 付議第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(高田課長補佐、佐々木係長)

電話：03-5253-5893

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための 特定基地局の開設計画の認定に関する処分に 対する異議申立ての付議について

1. 異議申立人

Wireless City Planning株式会社

2. 異議申立年月日

平成25年9月13日

3. 異議申立てに係る処分

- (1) Wireless City Planning株式会社（WCP社）からの電波法第27条の13第1項の規定に基づく特定基地局の開設計画の認定申請について、申請者に対して総務大臣が平成25年7月29日付け総基移第273号をもって行った認定拒否処分
- (2) UQコミュニケーションズ株式会社（UQ社）からの電波法第27条の13第1項の規定に基づく特定基地局の開設計画の認定申請について、平成25年8月7日に官報告示した申請者に対して総務大臣が同年7月29日付けで行った認定処分

4. 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

上記3に係る処分の取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、申請内容に関する認識・理解の誤りがあり、WCP社の申請内容について考慮すべき事項を正当に考慮せず、UQ社の申請内容について考慮すべきでない事項を殊更に取り上げて結論を導いた点において、判断の過程及び内容に重大な誤りがある。

異議申立てまでの経緯について

平成25年

5月24日：「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針」を制定

5月24日

～6月24日：開設計画に係る認定申請の受付け。
→ UQ社及びWCP社の2者から申請

6月25日

～7月25日：審査の実施
※ 最大20MHzの割当幅に対し、UQ社が20MHz、WCP社が10MHzで申請を行ったため、競願審査

7月26日：UQ社の開設計画を認定することについて、電波監理審議会に諮問し、原案を適当する旨の答申を受ける

7月29日：UQ社の開設計画を認定するとともに、WCP社の開設計画に係る申請を拒否処分

9月13日：WCP社より、上記処分の取消しを求める異議申立てが提起

平成 25 年 10 月 9 日

中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送
を行う地上基幹放送をする無線局の再免許等について
(平成 25 年 10 月 9 日 諮問第 28 号)

日本放送協会所属の短波放送（国際放送）を行う
地上基幹放送をする無線局の再免許について
(平成 25 年 10 月 9 日 諮問第 29 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5793

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(長谷川課長補佐、矢澤官)

電話：03-5253-5798

総務省情報流通行政局放送技術課

(山野課長補佐、金子係長)

電話：03-5253-5785

平成25年地上基幹放送局の再免許等について

〈諮問第28号〉

中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送をする無線局の再免許等について

〈諮問第29号〉

日本放送協会所属の短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許について

平成25年地上基幹放送局の再免許等の概要

地上基幹放送局の免許等の有効期間（5年間）が本年10月31日をもって満了することを受けて、再免許等の申請を受け付けた結果、日本放送協会、放送大学学園、民間基幹放送事業者193社等から申請があった。このうち、電波監理審議会への諮問事項である地上基幹放送を行う無線局（親局）の再免許及び地上基幹放送の業務の認定の更新について、審査の結果、いずれも関係法令に適合していると認められるので、下記Ⅰのとおり、再免許等を行うことについて諮問する。

なお、既存の地上基幹放送局の再免許申請と競合する新たな免許申請はなかった。

また、名古屋地区の外国語超短波放送について、平成22年9月に既存事業者が撤退したことを受け、新たな免許申請の公示を行った結果、エフエムインターウェーブ（株）1社から申請があった。審査の結果、関係法令に適合していると認められるので、下記Ⅱのとおり、予備免許を与えることについて、諮問する。

記

Ⅰ 地上基幹放送局の再免許等について

1-1 諮問に係る地上基幹放送局（親局）等一覧

種別	事業者別		放送大学学園	民間地上基幹放送事業者等
	総合	教育		
中波放送	34局	1局	—	47局(47社)※1 1業務(1社)※2
短波放送	1局（国際放送）		—	1局(1社)
超短波放送	47局		1局	52局(51社)
テレビジョン放送	44局	1局	1局	127局(127社)
合計	128局		2局	227局(193社) 1業務(1社)※2

※1 中波放送を行う民間放送事業者46社中33社はテレビジョン放送兼営社。

※2 ハード・ソフト分離のソフト部分。（地上基幹放送の業務の認定更新：茨城放送、なお、ハード部分は地上基幹放送局の再免許：IBS）

1-2 諮問を要しない地上基幹放送局等一覧【参考】

①-1 地上基幹放送局(中継局)

種別	事業者別		放送大学学園	民間地上基幹放送事業者等
	総合	教育		
中波放送	190局	139局	—	214局(47社)
短波放送	—		—	1局(1社)
超短波放送	494局		1局	249局(51社)
テレビジョン放送	2,143局	2,161局	1局	7,407局(127社)
合計	5,127局		2局	7,873局(193社)

①-2 地上基幹放送局(その他)

種別	事業者別		地方自治体 共同受信組合等
	(株)エフエム東京 他38社	一般財団法人道路交 通情報センター	
超短波文字多重放送	239局	518局	—
受信障害対策中継放送	—		755局(118団体)
合計	757局		755局(118団体)

② 移動受信用地上基幹放送局(基幹放送局提供事業者)

種別	事業者別	
	親局	中継局
マルチメディア放送	1局	48局

③ 衛星基幹放送局(基幹放送局提供事業者)

種別	事業者別	(株)放送衛星システム (BS放送)	スカパーJ S A T(株) (東経110度CS放送)
高精細度テレビジョン放送		2局	2局
標準テレビジョン放送		3局	2局
超短波放送		2局	—
データ放送		2局	2局
合計		9局	6局

2 審査概要

各地上基幹放送局の再免許等申請について審査を行った。審査結果の概要は以下のとおり。

【特定地上基幹放送局（ハード・ソフト一致）の再免許（国内放送）】

（１）技術基準への適合性等の審査

〔電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号イ関係〕

各申請について、電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号イ、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）第3条(1)、(2)、(3)、(9)、第4条及び別紙1第2並びに放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）第3条(6)及び(7)の規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法第111条第1項及び第121条第1項の総務省令で定める技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、業務を維持するに足る技術的能力の有無等について審査した結果、全ての申請について、いずれも適合しているものと認められる。

（２）経理的基礎の有無の審査

〔電波法第7条第2項第3号関係〕

各申請について、電波法第7条第2項第3号、電波法関係審査基準第3条(8)並びに放送法関係審査基準第3条(2)、(4)及び(5)の規定に基づき、業務を維持するに足る経理的基礎の有無について書面審査を行った。さらに、経営状況が厳しい事業者等については、電波法第7条第6項※の規定に基づき、追加資料の提出を求め、補足説明を聴取（ヒアリング）した上で審査を行った。

その結果、事業収支計画の内容は、いずれも適正かつ合理的なものであり、全ての申請について、経理的基礎があると認められる。

※ 申請者に対して、出頭又は資料の提出を求めることができる規定

（３）基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性の審査

〔電波法第7条第2項第4号ロ関係〕

① 複数局の所有又は経営支配

各民間地上基幹放送事業者からの申請について、放送法（昭和25年法律第132号）第93条第1項第4号、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号。以下「享有基準」という。）第3条、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成23年総務省令第83号。以下「認定持株特例」という。）第4条及び放送法関係審査基準第3条(8)の規定に基づき、出資状況及び役員について、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性について審査した。

審査の結果、享有基準又は認定持株特例に定める特例に該当する事例を除いて、同一放送対象地域において他の地上基幹放送事業者の10%を超える議決権を保有、異なる放送対象地域において他の地上基幹放送事業者の33.333

33%を超える議決権を保有又は常勤役員の兼務等により複数局を所有又は経営支配に該当する事例はなかった。

よって、全ての申請について、適合しているものと認められる。

② 地域との結びつきの確保

各民間地上基幹放送事業者からの申請について、享有基準第10条及び持株会社特例第11条の規定に基づき、主たる出資者、役員及び放送番組審議機関の委員がそれぞれの放送対象地域に住所を有する者であることを審査した。

審査の結果、全ての申請について、主たる出資者、役員及び放送番組審議機関の委員の一定程度がそれぞれの放送対象地域内に居住しており、適合しているものと認められる。

(4) 基幹放送普及計画への適合性の審査

[電波法第7条第2項第4号ハ関係]

① 放送番組調和原則等

ア 総合放送

テレビジョン放送（日本放送協会及び民間地上基幹放送事業者の総合放送）、中波放送（日本放送協会の総合放送）及び超短波放送（日本放送協会の総合放送）について、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2の1(1)及び放送法関係審査基準別紙1の1(5)及び(6)の規定に基づき、目的別放送時間の割合が基準に適合しているかを審査した。

審査の結果、全ての申請について、教育番組、教養番組、報道番組、娯楽番組のいずれもが行われ、かつ、教育番組が10%以上、教養番組が20%以上確保される計画となっており、適合しているものと認められる。

イ 教育放送

テレビジョン放送（日本放送協会の教育放送）及び中波放送（日本放送協会の教育放送）について、放送法関係審査基準別紙1の2(1)の規定に基づき、放送の目的別放送時間の割合が基準に適合しているかを審査した。

審査の結果、教育番組が50%以上行われ、かつ、残りの放送時間の大部分が教養番組によって占められる計画となっており、適合しているものと認められる。

ウ 放送大学

テレビジョン放送及び超短波放送について、放送法関係審査基準別紙1の3(1)の規定に基づき、放送の目的別放送時間の割合が基準に適合しているかどうかについて審査した。

審査の結果、その全てが放送大学の授業放送及び告知放送を行う計画になっており、適合しているものと認められる。

② 災害放送の実施

日本放送協会及び各民間地上基幹放送事業者からの申請について、基幹放送普及計画第2の1(3)及び放送法関係審査基準別紙1の9の規定に基づき、災害放送を確実に実施するための体制にあるかを審査した。

審査の結果、全ての申請について、災害放送に関する責任者、連絡系統、要員等の実施体制を定めているとともに、災害放送の実施要領等を定めており、適合しているものと認められる。

※ 本件は災害放送の実施体制を運用面から審査するものであり、ハード面（放送施設の安全・信頼性）については上記「(1)技術基準への適合性等の審査」において審査している。

③ その他の審査事項

各申請について、基幹放送普及計画第2の1(2)、(4)及び(5)等の規定に基づき、「独占供給協定の禁止」等について審査した結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(5) 放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査

[電波法第7条第2項第4号ハ関係]

① 視聴覚障害者向け放送の実施

テレビジョン放送に係る各申請について、放送法関係審査基準別紙1の5の規定に基づき、字幕放送番組及び解説放送番組をできる限り多く設ける計画であるかを審査した。

審査の結果、全ての申請について、総務省「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に定める目標を踏まえ、字幕放送番組及び解説放送番組をできる限り多く設ける計画を定めており、かつ過去の実績から実施可能な計画であることが認められることから、適合しているものと認められる。

② 放送番組の編集の基準等

各申請について、放送法関係審査基準別紙1の6の規定に基づき、放送番組の編集及び放送についての適合性の審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、番組基準を定め、その基準に従って放送番組を編集し、放送を行う計画となっていることから、適合しているものと認められる。

③ その他の審査事項

各申請について、放送法関係審査基準別紙1の1(1)～(4)、2、3、7、8、10～12、14の規定に基づき、「放送番組審議機関の設置」等について審査した結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(6) 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査

[電波法第7条第2項第7号関係]

① 新たな難視対策の実施状況の審査

テレビジョン放送に係る各申請について、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号。以下「根本基準」という。）第9条及び電波法関係審査基準第3条(11)の規定に基づき、新たな難視世帯において地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための対策計画の策定が進められているかを審査した。

審査の結果、全ての申請について、総務省及び放送事業者からなる地上デジタル放送推進全国協議会が定めた基準に基づき、新たな難視世帯における対策計画の策定が進められており、適合しているものと認められる。

② その他の審査事項

各申請について、根本基準第3条、第5条から第8条までの規定に基づき、「基幹放送局の設置場所等」、「既設局等への妨害排除」等について審査した結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

【地上基幹放送局（特定地上基幹放送局以外＝ハード会社）の再免許】

【地上基幹放送業務（ソフト会社）の認定更新】

茨城県を放送対象地域とする中波放送については、いわゆるハード・ソフト分離の形態がとられている。

(株) I B S（ハード会社）から地上基幹放送局の再免許の申請があり、電波法第7条第2項その他関係規定に基づき、技術基準への適合性、経理的基礎の有無、根本基準への適合性等について審査した結果、電気通信設備が放送法施行規則に定める技術基準に適合していると認められること、事業収支見積もり等が適正かつ合理的な内容であり業務を維持するに足りる経理的基礎があると認められること等から、いずれも適合しているものと認められる。

また、(株)茨城放送（ソフト会社）から地上基幹放送の業務の認定更新の申請があり、放送法第93条第1項その他関係規定に基づき、基幹放送局設備の確保が可能であること、経理的基礎の有無、技術基準への適合性、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性、基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること等について審査した結果、(株) I B Sからの基幹放送局の再免許申請が上述のとおり審査要件を満たしていること、事業収支見積もり等が適正かつ合理的な内容であり業務を維持するに足りる経理的基礎があると認められること、基幹放送設備が放送法施行規則に定める技術基準に適合していること等から、いずれも適合しているものと認められる。

【日本放送協会の短波放送を行う特定地上基幹放送局の再免許（国際放送）】

日本放送協会から短波放送（国際放送）を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請があり、電波法第7条第2項その他関係規定に基づき、技術基準への適合性、経理的基礎の有無、基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること、根本基準への適合性等について審査した結果、技術基準に適合していること、業務を維持するに足りる技術的能力があること、日本放送協会には当該地上基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎があると認められること、国際番組基準が定められており、かつ、これによって放送が行われていること、国際放送番組審議会を設置していること等から、いずれも適合しているものと認められる。

3 諮問概要

上記審査結果を踏まえ、本年11月1日付けで以下のとおり再免許及び認定更新を行うことについて諮問する。

(1) 地上基幹放送局の再免許

①民間地上放送事業者

ア-1 中波放送を行う特定地上基幹放送局 46局(46社)

北海道放送(株)等46社から、各社所属中波放送を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

ア-2 中波放送を行う地上基幹放送局(特定地上基幹放送局以外)1局(1社)

(株)IBSから、同社所属中波放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

イ 短波放送を行う特定地上基幹放送局 1局(1社)

(株)日経ラジオ社から、同社所属短波放送を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

ウ 超短波放送を行う特定地上基幹放送局 52局(51社)

(株)エフエム北海道等51社から、各社所属超短波放送を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

エ テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局 127局(127社)

北海道放送(株)等127社から、各社所属テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、同免許には、電波法第104条の2の規定に基づき、「放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること」の条件を付すこととする。

②日本放送協会

日本放送協会から、同所属中波放送、短波放送(国際放送)、超短波放送及びテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局の再免許には、電波法第104条の2の規定に基づき、総合放送については「放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること」、教育放送については「放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保すること」の条件を付すこととする。

③放送大学学園

放送大学学園から、同所属超短波放送及びテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

(2) 地上基幹放送の業務の認定の更新

①中波放送を行う地上基幹放送の業務 1業務(1社)

(株)茨城放送から、中波放送を行う地上基幹放送の業務の認定更新の申請があり、審査した結果、放送法第93条第1項各号の規定に適合しているものと認められるので、認定の更新を行う。

II 名古屋地区外国語超短波放送を行う特定地上基幹放送局の予備免許について

1 経緯等

(1) 周波数割当等

平成11年1月27日 周波数割当
平成12年4月 1日 愛知国際放送(株)開局
平成22年9月30日 愛知国際放送(株)廃局
平成25年5月 1日 新規申請受付開始(7月31日締め切り)

(2) 申請件数

1件【エフエムインターウェーブ(株)】

2 エフエムインターウェーブ(株)の概要

(1) 本社 東京都品川区東品川一丁目3番3号

(演奏所) 愛知県名古屋市瑞穂区北原町1丁目33番2号

(2) 資本金 3億円

(3) 出資者 (株)木下ホールディングス 100%

(4) 役員 3名(常勤3名)

(5) 放送対象地域

愛知県名古屋市、愛知県瀬戸市、豊田市、岡崎市、常滑市、豊橋市、静岡県浜松市

(6) 区域内世帯数 約244万世帯

(7) 放送時間

① 総放送時間 165時間/週(24時間/日×6日、21時間×1日)

② 言語別放送時間比率(使用言語数:9言語)

英語:41.17%、日本語:36.45%、イタリア語:4.85%、
韓国語:0.82%、中国語:0.21%、タガログ語:0.09%、
スペイン語:0.09%、ポルトガル語:0.09%、
複合言語:16.23%

(8) その他

- ・ 同社は東京地区外国語超短波放送の実施主体である。(平成8年4月開局)
- ・ 免許を付与されることにより、ラジオ1局2波事業者として2例目となる。
(1例目は、株FM802。現在、大阪圏域超短波放送と大阪地区外国語超短波放送の2波を運営している)

3 審査概要

電波法第7条第2項その他関係規定に基づき、技術基準への適合性、経理的基礎の有無、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性、基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること、根本基準への適合性等について審査を行った結果、工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合していること、電気通信設備が放送法施行規則に定める技術基準に適合していると認められること、事業収支見積もり等が適正かつ合理的な内容であり業務を維持するに足りる経理的基礎があると認められること、東京地区の外国語放送と合わせて2つの地上基幹放送局を保有することになるが享有基準第3条の特例に該当するものであること、放送番組の編集の基準に外国語放送が国際交流の増進に資するものであることについて規定しており、その内容が適当であると認められること等から、いずれも適合しているものと認められる。

4 諮問概要

エフエムインターウェーブ（株）から、名古屋市等の地区において外国語放送を行う超短波放送による特定地上基幹放送局の免許申請があり、審査した結果、電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、平成25年11月1日付けで予備免許を与える。